「高所作業車運転技能講習」の開催のご案内

令和６年４月１日現在

（公社）石川県労働基準協会連合会
（石川労働局長登録教習機関 第 108 号）

１．日時・会場・定員 …学科講習１日間＋実技講習１日間　計２日間講習　定員 各３０名 ◎遅刻等で受講時間不足の場合は修了証を発行できません

	受付開始日	学科日程（１日間）	実技日程（１日間）
第１回	3/1	令和６年　５月２２日（水）	５月２５日（土）
第２回	4/1	令和６年　７月２４日（水）	７月２７日（土）
第３回	5/31	令和６年　９月　２日（月）	９月　７日（土）
第４回	12/12	令和７年　３月１２日（水）	３月１５日（土）
時　間		学科　８：５５～１９：２０ 移動式クレーン免許等 又は 小型移動式クレーン運転技能講習修了証 保持者は １１：１０ 開始 になります	実技　９：００～１７：１０ ◎ 実技試験終了後 合格者に修了証を交付します ＊ 30 名を超えて実施の場合 実技の一部は翌日（日曜日）に実施
会　場		石川県地場産業振興センター 金沢市鞍月２－１	北陸電気工事㈱ 金沢配電工事センター 金沢市湊１－７－３

２．申込・問い合わせ先

（公社）石川県労働基準協会連合会　〒920-8203　金沢市鞍月 2-2　石川県繊維会館３階
・・・ TEL(076)254-1265　FAX(076)254-1267

３．申込方法

① 上記１ 受付開始日の午前９時から受付けます。（定員になり次第締切）
② 講習申込：資格証の両面コピーを添付の上 申込書原本を 郵送でお申込下さい。
③ 受講料（テキスト代と合算したもの）を銀行振込にてお支払い下さい。（支払期日：受講日の遅くとも３週間前まで）
④ 受講票：受講料入金確認後、受講日のおよそ１０日前に郵送します。

留意事項　申込後に受講キャンセルをされる場合は、受講料のお取扱いを次のとおりとさせていただきます。
※ 受講者の交替は無料です。

受講キャンセルの時期	返金額	手続きについて【TEL 076-254-1265】
開講日から起算して１４日前まで	事務手数料等を除く受講料の合計を返金	電話取扱時間内（平日 9:00～17:00）に事前連絡をお願いします 時間外及び土日祝日については翌日以降の扱いとなりますのでご注意下さい
開講日から起算して１３日前から講習当日	返金なし	

４．受講料・テキスト代・振込先 … 年度の途中でもテキスト改訂により料金変更の可能性があります（随時 ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞで最新情報を更新）

コース	受講料	テキスト代	受講料合計（受講料・テキスト代ともに10%税込）
区分１（ｱ･ｲ･ｳ 別紙ｺｰｽ区分表参照）	¥35,750	¥2,134	¥37,884
区分２（ｴ･ｵ別紙 ｺｰｽ区分表参照）	¥34,100	¥2,134	¥36,234

振込先　銀行名：北國銀行本店営業部　普通預金 ００６１９６９
口座名義：公益社団法人石川県労働基準協会連合会　シヤ.イシカワケンロウドウキジユンキヨウカイ
◆振込手数料は受講者負担とさせていただきます

【請求書に関して】　登録番号 T8-2200-0500-0115
・受講料支払前に必要な方は 申込書通信欄に「請求書事前送付」と記載下さい。（この場合、受講料に郵送代を加算した金額の請求書を発送します。）
・受講料支払後 受講日およそ 10 日前発送の受講票に同封で差し支えない方は 申込書通信欄に「請求書同封希望」と記載下さい。

５．講習科目･時間 ※ｺｰｽ区分２の方は第１日目「高所作業車の運転に必要な一般的事項に関する知識」の科目が免除されます。（詳細は別紙参照）

§．学科

高所作業車の作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	５時間
※高所作業車の運転に必要な一般的事項に関する知識	２時間
関係法令	１時間
学科試験	１時間

§．実技

高所作業車の作業のための装置の操作	６時間
実技試験	１時間

[注]
実技講習に使用する機械は、トラック式・クローラ式又はホイール式で伸縮ブーム型のもので、作業床の高さが１０m以上で、かつ作業床への積載は、１５０kg以上のものとする。

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)対象
主な要件：① 雇用保険料が建設業の料率の中小建設事業主であること　② 受講者が雇用保険の被保険者であること
詳細につきましては管轄労働局までお問い合わせください
助成金取扱い機関：各都道府県労働局　　石川労働局職業安定部職業対策課（076)265-4428

別紙

《コース区分表》

コース	免許の種類	講習科目・時間
区分1	ア～ウのうち、いずれか１つ ア…道路交通法の普通自動車以上の運転免許証を有する者 イ…建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定に合格した者 ウ…フォークリフト運転技能講習 ショベルローダ等運転技能講習 車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削用）運転技能講習 車両系建設機械（基礎工事用又は解体用）運転技能講習 又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者	学科：８時間 ・高所作業車の作業に関する装置の構造及び取扱の方法に関する知識 ・高所作業車の運転に必要な一般的事項に関する知識 ・関係法令 実技：６時間 ・高所作業車の作業のための装置の操作
区分2	エ～オのうち、いずれか１つ エ…移動式クレーン運転士免許を受けた者 オ…小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	学科：６時間 ・高所作業車の作業に関する装置の構造及び取扱の方法に関する知識 ・関係法令 実技：６時間 ・高所作業車の作業のための装置の操作

▷ 受講申込書の記入について

コース（資格の区分）について

- コース区分欄「区分１」「区分２」の該当するものにチェックを入れて下さい。
- 一部学科免除者の資格欄…「区分１」の方　資格の種類ア～ウのうち、いずれか１つ
  「区分２」の方　資格の種類エ～オのうち、いずれか１つ　を 記入して下さい。
- 資格を有することを証明する書面（免許証または修了証の両面コピー等）を のり付け添付して下さい。
  区分１・２にかかわらず　学科の受付初日に資格原本を確認させていただきます。
- 修了証用の写真は 学科講習受付時に当連合会で撮影しますので　お早目に会場へお越し下さい。

【※ 修了証の氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称の併記について】

- 修了証の氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望の方は 次頁受講申込書の受講者氏名欄（　）内にご記入の上旧姓等が記載された自動車運転免許証、住民票の写し等公的機関の証明書の添付を願います。

・旧姓とは、住民基本台帳法施行令第 30 条の 13 に規定する旧氏を指し、戸籍謄本のほか、住民票の写し等公的機関の証明書により確認できる場合に併記できます。

・通称とは、住基法施行令第 30 条の 16 第 1 項に規定する通称を指し、住民票の写し等公的機関の証明書により確認できる場合に併記できます。